



富労雇均発0826 第1号
富労基発0826 第1号
富労安発0826 第18号
令和3年8月26日

一般社団法人富山県経営者協会 会長 殿

富山労働局雇用環境・均等室長



富山労働局労働基準部長



富山労働局職業安定部長



最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等
の周知について（協力依頼）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の富山県（地域別）最低賃金の改定につきましては、中央最低賃金審議会から示された「目安」を参考に富山地方最低賃金審議会で審議が行われた結果、時間額を28円引き上げて877円とする旨の答申がなされ、10月に発効する見通しとなっています。

こうした状況を踏まえ、政府においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととし、特に、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を行ったところです。

また、雇用調整助成金についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を図っていただく観点から、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間あたり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けたところです（雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金で対応。）。

つきましては、これらの支援策について、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、各種助成金の積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【この通知に関する問合せ先】

富山労働局労働基準部賃金室 電話：076-432-2735

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

⇒

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築資材販売
【課題と対応】手作業での清掃をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、業務改善とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を効率化し、日々活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日々調整や書類作成も効率化した。



さらなる工夫
多発症は業務のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるものにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、清掃作業の人数と作業時間が3分の1に変わった。また、業務改善コンサルティングによって、日々活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

効果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の増給給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引上げも実現した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】19人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルなどの材質管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機械や、飲食店専用のセルフ設備の導入により、従業員の手間を減らす業務効率化を進めた。

実施内容 テーブルで直接注文が取れていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客から注文が入れるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

効果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の増給給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引上げも実現した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索